

代理人の有無

地縁による団体の名称

.....

代表者の氏名

.....

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏名

.....

住所

.....

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考:地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委託することができる。
- ・第260条の9 認可地縁団体の代表が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

参考様式3

代理人の有無

地縁による団体の名称

〇〇〇町内会 (規約で定めた名称)

代表者の氏名

〇〇 〇〇

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏名

住所

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考:地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委託することができる。
- ・第260条の9 認可地縁団体の代表が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。